

○金融庁告示第 号

銀行法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第 号）附則第二条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定を適用しない銀行及び銀行持株会社を次のように定め、平成二十六年十二月一日から適用する。

平成二十六年 月 日

金融庁長官 細溝 清史

銀行法施行令等の一部を改正する政令附則第二条第二項に規定する金融庁長官の指定する銀行及び銀行持株会社は、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）第一条の表一の項及び二の項の銀行の欄に掲げる銀行並びに同告示第四条に掲げる銀行持株会社とする。